

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 日比谷U-1ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2019 夏号

2019年7月発行 第95号



ご挨拶

生きとし生けるものが光り輝く季節となりました。皆様におかれは、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

相続法全体を見直す民法改正については、既に遺言書の方式緩和が本年1月13日に施行されていますが、他の改正部分も一部を除いて、いよいよ本年7月1日に施行されることになりました(配偶者居住権・短期居住権関係は来年4月1日、遺言書保管法は同年7月10日施行)。その内容については本事務所ニュース第91号から第95号まで連載して解説しておりますが、相続問題を抱えておられる皆様は、是非お気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

去る5月10日、改正民事執行法が成立しました。その概要の第1は、債務者財産の開示制度の実効性の向上です。強制執行の申立には執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要ですが、その実効性を向上するため、債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設するとともに、現行の財産開示手続がより利用しやすく実効性のあるものにされました。第2に、不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策が導入されました。第3に、国内の子の引き渡しの強制執行に関する規律を明確化するとともに、国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しがなされました。第4に、差押禁止債権や債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しです。その細目は最高裁判所の規則に委ねられる事項があり、本年中に内容が検討されることになっています。公布の日から1年を越えない範囲で(登記所から債務者の不動産情報を取得する手続は公布の日から2年を越えない範囲で)、政令で定める日から施行されます。具体的な細目が確定次第、本ニュースで解説させていただきたいと存じます。

去る5月29日、職場のパワーハラスメントの防止を企業に義務づける改正労働施策総合推進法が成立しました。改正法はパワハラを「優越的な関係を背景に業務上必要範囲を超えた言動で労働者の就業環境を害すること」と定義し、パワハラ自体を罰する規定は見送られましたが、企業にパワハラ防止策が義務づけられました。具体的な防止策は厚労省の指針で示されることになっていますが、相談窓口の設置、加害者の懲戒規定の策定、社内調査体制の整備、当事者のプライバシー保護などが想定されます。大企業については来年4月から施行される見通しとなっていますので、体制整備についてご相談いただきますようお願いいたします。

証券取引等監視委員会に3年間に亘り任期付公務員として出向しておりました鍛冶雄一弁護士が7月1日より事務所に復帰しました。同弁護士の活動の詳細は2頁に記載しておりますのでご高覧ください。その知見を活用して皆様のお役に立ちたいと意欲を燃やしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

富川諒弁護士が来たる8月1日から2年間、任期付公務員として金融庁総合政策局に出向いたします。出向期間中はクライアントの皆様にご迷惑をおかけいたしますが、職責を全うし、ひとまわり大きくなって皆様にご恩返しができるよう期待しています。

浜田将裕弁護士が独立して事務所を開設し、大塚由梨弁護士が江崎グリコ株式会社のインハウスロイヤーに就任するため退職いたしました。両名のご挨拶は3頁に記載のとおりですが、在職中に賜りましたご厚誼に感謝申し上げます。両弁護士が大きく飛躍し、活躍されんことを念願してやみません。

会長弁護士 中 務 嗣治郎



弁護士

鍛治 雄一
(かじ・ゆういち)

〈出身大学〉
同志社大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

事務所復帰のご挨拶

弁護士 鍛治 雄一

平成28年4月から本年6月まで、3年超にわたって、任期付公務員として、証券取引等監視委員会(証券監視委)に勤務しておりましたが、このたび、任期を終え、本年7月1日より当事務所に復帰いたしました。

任期中は、主に、証券監視委事務局の取引調査課にて、取引調査業務に取り組み、平成30年7月からは、開示検査課にて、開示検査業務にも取り組んで参りました。

証券監視委が行っている取引調査及び開示検査の概要は、以下のとおりです¹。

取引調査:インサイダー取引や相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、検査・調査等を実施し、その結果、法令違反の事実が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告(課徴金勧告)を行っています。近時は、上場会社によるデータ偽装事案など、社会的に大きな問題となった事案に関するインサイダー取引の検査・調査等も行っているほか、平成25年の金融商品取引法改正により導入された情報伝達・取引推奨規制違反に係る課徴金勧告を行う例も増えています²。

開示検査:上場会社等が提出した有価証券報告書等の開示書類に係る虚偽記載など、開示規制違反の有無について、検査等を実施し、その結果、法令違反の事実が認められた場合には、課徴金勧告等を行い、勧告に至らない場合でも、必要に応じて、自発的な訂正の態度を行っています。また、再発防止の観点から、違反の背景や原因等を把握し、上場会社等と問題意識を共有することによって、適正な情報開示体制の構築・整備を促しています。

取引調査に関しては、上記のような不公正取引事案について、立入検査や質問調査、課徴金勧告の手続等に携わるとともに、課徴金制度に係る審判手続においては指定職員として、課徴金納付命令決定に係る取消訴訟においては指定代理人として、これらの手続にも携わりました。また、開示検査に関しても、上記のような開示規制違反事案について、立入検査等の業務に携わりました。

上場会社等が関わる証券取引や開示等の実務の状況を肌で感じつつ、当局としての見方や考え方を踏まえて、検査や調査等に携わり、また、上場会社等の方々と議論し、意見を交わしたりする中で、様々な知見を得ることができたことは、極めて貴重かつ有意義な経験でした。

また、証券監視委には、プロパーの行政官に加えて、他省庁からの出向者、法曹、公認会計士、金融機関出身者など、多様なバックグラウンドを有する方々が勤務しており、様々な場面で業務を共にする機会を得ることができました。異業種の経験を有する方々と一緒に業務に取り組む中で学ぶことは非常に多く、相互に意見を交わすことによって、問題解決の糸口が見えたことも少なくありませんでした。組織として業務を遂行するにあたり、各人が積み重ねてきた専門性を発揮することの重要性を改めて実感した次第です。

今後は、以上のような証券監視委での経験等も活かしながら、証券取引や開示等に関連する領域はもちろん、コーポレートガバナンスや内部統制、不正調査などを含めた様々な領域において、的確な法的サービスを提供することで、クライアントの皆様の一助となれるよう努力して参ります。

今後とも、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

1 証券監視委パンフレット「証券取引等監視委員会の取組み」(<https://www.fsa.go.jp/sesc/aboutsesc/pamphlet.pdf>)等を参照。

2 志村聡=鍛治雄一=河本貴大「情報伝達・取引推奨規制に関するインサイダー取引規制等」商事法務2150号4頁、鍛治雄一=味香直希「平成三〇年度の課徴金勧告事案にみるインサイダー取引規制に係る留意点」商事法務2201号4頁等を参照。

「CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS第94号(2019春号)」4ページの記事に誤りがありました。

誤記のお詫びと訂正お知らせ

左列下から15行目および下から2行目

誤) 2020年7月1日

正) 2020年7月10日

読者の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

金融庁出向のご挨拶



弁護士

富川 諒
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、MSA、
会社法務、一般企業法務、
家事相続法務

弁護士 富川 諒

このたび、本年8月1日より2年間、任期付公務員として金融庁総合政策局リスク分析総括課にて勤務させていただくこととなりましたので、ご挨拶申し上げます。

金融庁では、検査・監督の抜本的見直しが進められており、私は、金融庁職員として、この検査・監督の見直しにかかる業務に従事する予定です。

金融庁における検査・監督の抜本的見直しは、まさに歴史的改革とも呼べるものであり、極めて重要な意義を有しております。私は、金融法務を専門として取り扱う一弁護士として、是非ともかかる業務に携わりたいと考え、今般の金融庁の職員募集に応募いたしました。

本年8月より、金融庁職員として勤務することとなりますが、このような機会を得ることができたのは、クライアントの皆様からご依頼いただいた様々な案件を通じて、弁護士としての知識・経験を身につけることができたからに他ならないと確信しております。クライアントの皆様には、改めて感謝申し上げますとともに、任期を終え弁護士業に復帰する際には、金融庁で得た知識・経験を活かし、お役に立てるよう精進していく所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

独立のご挨拶

弁護士 浜田 将裕

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私儀、弁護士法人中央総合法律事務所(大阪事務所)に2015年に入所し、約4年半執務して参りました。今般、当事務所を退職し、司法修習の同期と共に大阪市内にて独立・開業いたします。

まずは、ご依頼いただき、ご指導ご鞭撻を頂戴したクライアントの皆様には心から御礼を申し上げます。

さて、当事務所入所以来、私が弁護士としてできることは何か考えてきた結果を披露して退所のご挨拶とさせていただきます。

今日の世界は、莫大なモノとサービスで構成されています。高度な通信技術で世界中の人が繋がっています。日々研究や技術が進歩しています。中でもAIは大注目を浴びています。人の価値観はますます多様化しています。10年後の世界は私には想像できません。しかし先が見えなくても人は希望を持って各々得意なことを追求していきます。そこで必要になるのは正しい「決断」の連続です。正しい決断には「勇気」が要ります。人が勇気ある決断を重ねていけば、目の前の人、世界中の人の役に立てるはず。そこで私は「あなたの決断に勇気を与える」ことを弁護士としての理念に据えました。一人でも多くの人が目の前の人、世界中の人の役に立てるようサポートしたいと思います。

この度の退所に伴い、クライアントの皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒お許しいただければ幸いです。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

退所のご挨拶

弁護士 大塚 由梨

謹啓 盛夏のみぎり、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、平成30年1月より、弁護士法人中央総合法律事務所において執務させていただきましたが、今般、本年5月末日をもって退職し、6月より江崎グリコ株式会社のグループ法務部にて勤務させていただくこととなりました。

在籍中、様々な案件に携わらせて頂いたことは私にとってかけがえのない経験であったと感じております。今後は、これまでの経験を活かし、企業内部においても日々精進して参る所存です。

皆様からの多大なるご厚情に深く感謝申し上げますとともに、依頼者の皆様、そして中央総合法律事務所が今後ますます発展されますことを心より祈念しております。

謹白



弁護士

榎本 辰則
(えのもと・たつのり)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正

第4回(完)「相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、遺留分制度の改正」

弁護士 榎本 辰 則

1 はじめに

「連載:相続法改正」の第4回となる本稿では、相続法改正のうち、相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し、遺留分制度の改正の2点について、主な改正内容をご説明させていただきます。

2 相続の効力等(権利及び義務の承継等)に関する見直し

民法第899条の2

- 1 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録の他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
- 2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

財産承継遺言であっても、承継する財産について法定相続分の範囲内は対抗要件なくして権利主張できますが、法定相続分を超える権利の取得は、第三者との関係では対抗要件が必要であるとされ、従来の判例理論を変更しました。

また、承継した財産が債権の場合には、承継した相続人が遺言の内容を明らかにして通知することにより、対抗要件が具備できるとされ、非協力的相続人があっても対抗要件具備が可能とされました。

民法第902条の2

被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の1人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

(2) 相続分の指定がある場合の債権者の権利行使(施行日:2019年7月1日)

ア 改正法の内容—従来の判例の明文化

従来の判例理論によれば、遺言により相続分の指定がされた場合、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになるとされてきました(最判平21・3・24民集63-3-427)。そこで、改正相続法ではこの判例理論が採用され、相続分の指定がされた場合、債権者が当該指定相続分について承認せずに当該相続人に対して法定相続分の割合でその権利を行使することができますが、指定相続分の相続を承認した場合には、指定相続分に応じた権利行使しかできないとされました。なお、これとは逆に、いったん法定相続分に応じた権利行使をした後であっても、指定相続分に応じた権利行使はできるとされています。

イ 具体例

例えば、相続人は妻Wと子A・Bであり、被相続人にはXから1000万円の借入金債務があった場合、当該借入金債務についての法定相続分はW500万円、A・Bそれぞれ250万円となります。このようなケースで、被相続人が、「全ての遺産をWに相続させる」旨の

(1) 特定財産承継遺言について対抗要件主義の適用(施行日:2019年7月1日)

ア 改正の経緯—遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益の侵害等

従来の判例理論によれば、特定の不動産を「相続させる」遺言により取得した者は、その特定の不動産の価額が当該相続人の法定相続分を超えていたとしても、登記なくして第三者に対抗できるとされてきました(最判平14年6月10日判タ1102-158)。他方、遺贈については、遺贈により不動産を取得した受遺者は、登記がなければ相続人の債権者に対抗できない(最判昭36年3月6日民集18-3-437)とされてきました。

しかし、これでは、「相続させる」遺言の内容を知り得ない相続債権者や債務者等の利益を害するものであり、また、登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがあるとの指摘がされておりました。

イ 改正法の内容

そこで、相続法改正では、「相続させる」旨の遺言を「特定財産承継遺言」とし、「遺贈」とはみない考え方を採用しました。他方、特定

遺言を残していた場合、改正相続法によれば、債権者Xは、当該遺言にかかわらず、AやBに対して法定相続分250万円の範囲内で請求が可能です。他方、XがWの指定相続分を承認するのであれば、Wに対して1000万円の請求が可能であり、Wはこれを拒むことはできません。

3 遺留分制度の改正

民法第1046条(遺留分侵害額の請求)

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者(特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。)又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

民法第1047条(受遺者又は受贈者の負担額)

1 受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈(特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。)又は贈与(遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。)の目的の価額(受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額)を限度として、遺留分侵害額を負担する。

①乃至③(略)

2 (略)

3 前条第1項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第1項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

4 受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

5 裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第1項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

(1)遺留分減殺請求権の金銭化(施行日:2019年7月1日)

ア 改正の経緯—事業承継の支障・持分権処分の支障

改正前相続法においては、遺留分減殺請求権の内容は物件的効力であるとされており、共有関係が生じるという形で現物返還がされ、例外的に受遺者・受贈者の選択により、価額の賠償も可能でした。しかし、遺留分減殺請求権が物件的効力であるとする、事業承継の場合など、受遺者・受贈者に多額の不動産を遺贈・贈与したとき、遺留分減殺請求の行使によって共有状態が生じてしまうことや、共有割合は目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は分母・分子とも極めて大きな数字となり、持分権の処分に支障が出るおそれがありました。

イ 改正法の内容

そこで、改正相続法においては、従来の遺留分減殺請求

権は「遺留分侵害額請求権」という金銭債権とされ、例外的に合意により代物弁済(現物返還)が可能となり、従来の原則と例外が変えられました。

そして、金銭債権となったことによって、遺留分侵害額請求がされたときに直ちに遅滞に陥りますが、相続財産が換価困難な場合や多額の金銭の支払いが必要な場合における受遺者・受贈者の保護のため、受遺者・受贈者は、形成の訴えにて期限の猶予の請求ができるとされました。また、受遺者・受贈者が相続債務の弁済をし、遺留分侵害額請求権者に対して求償権を有している場合には、求償額の範囲内で遺留分侵害額支払債務を消滅させることができるとされました。

もともと、金銭債権となったことにより、遺留分侵害請求をしてから何らの時効中断措置をとらなければ、5年(債権法改正後)の消滅時効にかかることに留意すべきです。

ウ 具体例

例えば、被相続人の遺言によりCが不動産の遺贈を受け、相続人である子A・Bの遺留分をそれぞれ500万円ずつ侵害している場合、CはA・Bに対して500万円の遺留分侵害支払債務を負うことになります。もともと、Cが相続債務の弁済として500万円支払っている場合、この相続債務についてA・Bが負担すべきであった250万円の範囲内でCはA・Bに対して求償権を有していることになり、CはA・Bに対して、遺留分侵害額支払債務を250万円まで縮減を求めることができます。この場合、CがA・Bに対して有していた求償権については、縮減を求めることにより消滅します。

また、遺贈を受けた不動産の換価が困難などの事情で遺留分侵害額の支払いができない場合は、Cは期限の猶予の請求ができ、支払いの猶予を得ることができます。

民法第1044条

1 (略)

2 (略)

3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。)」とする。

(2)生前贈与の範囲の制限(施行日:2019年7月1日)

改正前は、相続人に対する贈与は、特別受益として持ち戻しがほぼ無限定になされていましたが、相続法改正により、相続開始前10年よりも前の贈与は、当事者双方に遺留分権利者への害意のある贈与のみ算入されることになりました。これにより、事業承継が容易になったといえます。

【参考文献】

・潮見佳男著「詳解 相続法」弘文堂

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/content/001263488.pdf>

<http://www.moj.go.jp/content/001263489.pdf>

2019年度リトリート会議の開催について

- 1 当事務所においては、ここ数年、毎年「リトリート」という行事を開催しています。「リトリート(Retreat)」とは、元々は英語で「退却・後退」を意味する言葉ですが、近時は「日常生活から離れる時間を持つことで、心身ともにリセットして日常生活を新たにスタートするための行事」という意味で用いられることが多くなっています。

当事務所のリトリートも、日常業務から離れることで、日常業務を見直し、リフレッシュして新たなスタートを切るための行事と位置付け、事務所に所属する弁護士が一同に介し、日中はテーマとされた問題を議論し、夜は懇親を深めることによって、明日への活力を養っております。

- 2 2019年度のリトリートは、4月20日・21日にかけて、滋賀県の琵琶湖ホテルに約50名の弁護士が集合し開催されました。

本年度のテーマは、今後必要とされる法務サービスに関し、事業分野ごとに議論をするというものでした。昨年当事務所は開設から50周年を迎え、本年は51年目という新たなスタートの年です。このような年にふさわしい、事務所、ひいては弁護士業務の将来を見据えたテーマが選択されました。また、技術革新がすさまじい勢いで加速する中、それに伴って求められる法務サービスも日々刻々と変化しています。日常業務から一歩後退した場においてこれらを議論することで、当該分野についての法的な知見を養うとともに、法務サービスとはどのようにあるべきかという弁護士業務の根本についても見つめ直すいい機会となりました。

具体的な進め方としては、参加弁護士を7つの班に分け、各班の担当弁護士が事前に担当分野に関する調査検討を行い、リトリート当日に議論を深めるという方法で行いました。各班の構成は、世代や専門分野ができる限りばらけるような構成とし、多様な観点からの議論ができるよう配慮されました。各班での議論ののち、各班の代表による発表がなされましたが、筆者自身が日頃考えもしないような問題点や視点を認識することができ、とても興味深いものでした。

各班の発表内容のうちいくつかについては、リトリート後に早速プロジェクトとして動き出しているものもあります。具体化した折にはクライアントの皆様にも改めてご紹介したいと考えております。

- 3 日中の議論ののち、夜は会食にて大阪、東京、京都の各事務所の弁護士が、世代を超えて語り合う時間となりました。普段直接接している同僚弁護士のみならず、接することの多くない他事務所の同僚弁護士と、自らの将来や事務所のビジョンを共有することは非常に有意義な時間となりました。

当事務所は伝統的に(?)忘年会や大きなイベントの2次会以降ではカラオケが選ばれることが多いのですが、今年のリトリートも2次会はカラオケで盛り上がり、業務時間中とは異なる同僚の姿を見てより一体感が強まりました。

さらに3次会では、残ったメンバーで一つの部屋に集合して自らの将来の夢や希望を語り合い、熱い夜となりました。

- 4 リトリートにおいて、各弁護士が自らの知見を深めるとともに、互いの関係性を強化することの本質的な目的は、クライアントの皆様によりよいサービスを提供することに尽きます。リトリートの成果を形にして、クライアントの皆様へ還元できるよう尽力して参りたいと思います。

- 5 本稿に続けて、2019年度リトリートで議論したテーマから、「IR整備法」と「SDGs」という2つを取り上げたいと思います。



IR整備法とそのプレーヤーに関する概説

弁護士 西川 昇大



弁護士
西川 昇大
(にしかわ・しょうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

近時、「IR関連法」や「カジノ法案」という言葉が話題になっています。これは、正式には「特定複合観光施設区域整備法」(以下、「IR整備法」といいます。)

という法律を指し、平成30年7月20日に成立しました。IRとはIntegrated Resortの略であり、カジノ施設だけでなくMICE(Meeting, Incentive tour, Convention, Exhibition)施設等の様々な誘客施設が一体となった総合的なリゾート施設である特定複合観光施設を意味します¹。すなわち、IR整備法とは、カジノ施設に関する法律ではなく、カジノ施設を含む特定複合施設全体に関する法律です。

IRの整備は、(主に外国からの)観光や地域振興、雇用創出等の経済効果を生み出すことが期待され、その経済効果は3兆円を超えると試算されています。

本稿では、IR整備法とそのプレーヤーに関して、概説します。

第2 IR整備法の概要

1 IR整備法の目的

IR整備法の目的は、「健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資すること」とされています。

2 特定複合観光施設(IR)区域制度

まず、国土交通大臣がIR区域整備の基本方針を策定し(IR整備法5条)、その後、都道府県又は政令市(都道府県等)がこれに沿った実施方針を策定します(同法6条)。

次に、都道府県等が公募の後に選定した民間事業者と区域整備計画の共同作成及び認定申請をし、これに対して国土交通大臣がIR整備法の基準を満たすと判断したときは、区域整備計画を認定します(同法9条)。

最後に、認定を受けた都道府県等と民間事業者(IR事業者)は、国土交通大臣の認定を受け

て、実施協定を締結します(同法13条)。

3 カジノ規制

(1) IR事業者に関する規制

IR事業者は、カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)を受けたときは、カジノ事業を行うことができます(同法39条)。また、その他のカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等)についても、免許・許可・認可制とされます。

IR施設では、カジノ施設は1つと限定されるほか、その面積制限の対象部分及び上限値は政令等で規定されます。カジノ事業者には業務方法書・カジノ施設利用約款・依存防止規程・犯罪収益移転防止規程の作成が義務付けられ、免許申請時にはカジノ管理委員会による審査がされます。

(2) 入場者に関する規制

非居住外国人を除く入場者には、連続する7日間で3回、連続する28日間で10回の回数制限があり(同法173条)、本人・入場回数の確認としてマイナンバーカードの公的個人認証が確認されます。

また、20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等が禁止されます(同法69条、173条)。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならない義務が課されます。

(3) その他の規制

カジノ行為の種類及び方法、カジノ関連機器等、特定金融業務、業務委託契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等に関する規制があります。

4 入場料・納付金等

非居住外国人を除く入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3000円(合計6000円)が賦課されます。

カジノ事業者については、国庫納付金(カジノ行為粗収益(GGR)の15%及びカジノ管理委員会経費負担額)、認定都道府県等納付金(GGRの15%)の納付義務があります。

5 カジノ管理委員会

内閣府の外局としてカジノ管理委員会が設置されます。委員長及び4名の委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します。カジノ管理委員会は、カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等を行います。

6 施行期日等

公布日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行されます。また、最初の区域整備計画の認定日から起算して5年（ただし、認定区域整備計画の数については7年）を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置がとられます。

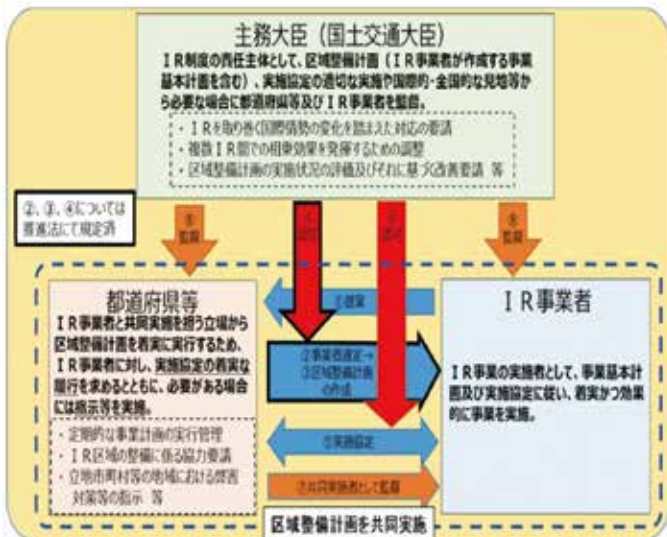
第3 IR整備法におけるプレーヤー

1 IR整備法に基づくプレーヤー

IR整備法に基づくプレーヤーとしましては、国、地方自治体、IR事業者、カジノ委員会などが挙げられます。

IR施設を設置・運営するIR事業者に対しては、①IR事業は一体性が確保された事業者（SPC等を含む）により経営されることとする「IR事業主体の一体性」と、②一群となったIR各施設を単一の区画に集約して設置することとする「IR施設の地理的一体性」の2つの原則が求められます。すなわち、IR整備法においては、事業者がカジノ施設だけを運営するということは許されず、IR施設を一体として運営する必要があります。

また、IR事業の監督につきましては、下記の図²のとおり、主務大臣である国土交通大臣が都道府県等及びIR事業者を監督します。



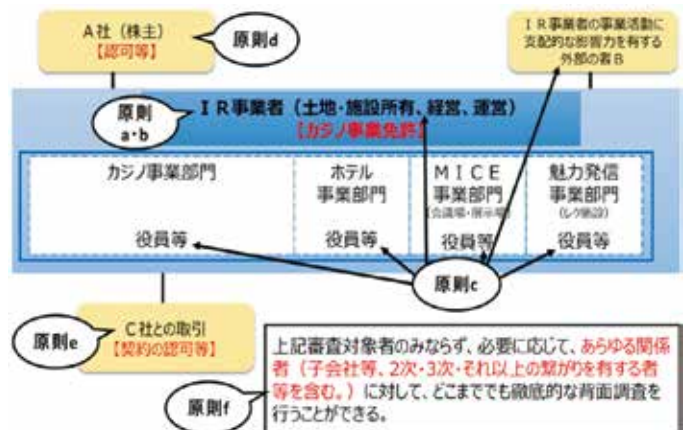
2 特定複合観光施設（IR）区域制度

IR整備法に関連するプレーヤーとしましては、IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方、カジノ関連機器製造業者、業務委託先、施設供用事業者、土地所有者、金融機関、投資家などが挙げられます。

(1) IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方

IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方につきましては、下記の原則があります（下記の図表³参照）。

- 原則a：カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制
- 原則b：カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定
- 原則c：IR事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査
- 原則d：株主等について認可制等で規制
- 原則e：IR事業者が行う取引（委託契約を含む）についても認可制等で規制
- 原則f：カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施



(2) IR事業者からの業務委託先

カジノ事業の運営については、第三者への委託は認められません。

他方、非カジノ事業については、IR事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約につき事前にカジノ管理委員会の認可がある場合に認められ（下記図表⁴参照）、認可を受けずに締結した契約には効力が生じません（IR整備法95条、認可の基準等につきましては、今後策定されると思われます）。

なお、今年の3月26日閣議決定されたIR整備法施行令では、IR施設内に客室総面積が10万平方メートル以上の巨大なホテルと基準を満たした国際会議場及び展示場を併設することが必須条件とされましたので、誘致を目指す自治体は、

大型投資が可能な事業者との連携が不可欠となります。



(3) 施設供用事業者

施設供用事業者は、カジノ管理委員会からカジノ事業免許とは異なる施設供用事業免許を受ける必要があります(同法124条、下記図表⁵参照)。



(4) 土地所有者

施設所有の分離に関するスキームについては認可制とされます。

3 金融機関に対するIR関連法特有の規制

(1) 特定金融業務に関する規制

カジノ事業者が行う金融業務(特定金融業務)は、顧客の金銭の移動に係る為替取引業務⁶、顧客の金銭受入れ業務、顧客への金銭貸付け業務、顧客の金銭の両替業務からなります(IR整備法2条8項2号)。

保証金の供託義務や取立て規制等の資金決済法や貸金業法に類した規制のほか、特定金融業務がカジノ行為に付随した顧客へのサービスの範囲内で認められるものであることを踏まえ、金銭受入れにおける手数料受領・利息支払いの禁止(同法84条1項)や、金銭貸付けにおける一定額以上の金銭を預け入れている者⁷(非居住外国人を除く)以外への貸付の禁止、返済期間の上限規制(最長2か月)、利息禁止(同法85条1項ないし3項)等、特定金融業務独自の規制が設けられています。

(2) 金融機関に対する規制

ア クレジットカードの利用に関する規制

対象を限定した顧客への金銭の貸付け以外の与信は、原則として認められません(同法85条1項)。なお、外国人非居住者に対する貸付けは認められ、また、クレジットカードを利用したチップの購入についても、諸外国のカジノでも認めている例があること及び外国人旅行者の利便性向上の観点から認められます(同法73条9項)。

イ ATMの設置に関する規制

カジノ施設内におけるATMの設置を禁止するとともに、事業者による貸付けを規制する趣旨を徹底するため、カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていないATMに限りて設置を認めるべきであるとされています。

ウ 顧客に対する貸付け

カジノ事業者以外は特定金融業務をすることができないため、金融機関によるカジノ顧客への貸付けは想定されていません。

第4 おわりに

政府は、IRの整備区域の選定基準などを定める「基本方針」の公表を今夏の参院選後に先送りする意向を固めました。IR誘致に力を入れる自治体からは、早急に「基本方針」を策定及び公表するように求める声が広がっています。特に、大阪府では、大阪万博(2025年)までのIR開業を目指し、平成31年2月28日に大阪IR基本構想案が策定されるとともに、府市一体で推進する成長戦略としてIR誘致のための事業者選定の準備がされています。

日本の経済成長の鍵を握るIRが今後どのように創成されていくのか、その動向が注目されます。

- 1 IR整備法では、カジノ施設・国際会議場施設・展示施設等・我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による魅力増進施設・送客機能施設・宿泊施設から構成される一群の施設(その他、観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む。)であって、民間事業者により一体として設置及び運営されるものと定義されます。
- 2 特定複合観光施設区域整備推進会議「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。
- 3 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。
- 4 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。
- 5 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。
- 6 「銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務」をいいます。
- 7 シンガポールでは、自国民への貸付けは、10万シンガポールドル(約800万円)以上を預託する者に限定されています。

SDGsについて



弁護士

富川 諒
(とみかわ・りょう)

〈出身大学〉
神戸大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2015年12月
最高裁判所司法研修所修了
(68期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、M&A、
会社法務、一般企業法務、
家事相続法務

弁護士 富川 諒

1 SDGsの概要

(1) SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals= 持続可能な開発目標)とは、2001年に策定されたMDGs (ミレニアム開発目標: Millennium Development Goals)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

(2) SDGsとMDGsとの比較

MDGsとは、2001年から2015年までの国際的な目標であり、開発途上国における開発と貧困撲滅の観点から8つの目標¹が掲げられていました。もっとも、MDGsは、極度の貧困人口の半減等の一定の成果こそ見られたものの、MDGsの進展には地域ごとのばらつきがあり、気候変動と環境悪化が達成すべき目標を阻んでいるなど、課題が残る結果となったと指摘されています(「ミレニアム開発目標報告2015」)。

他方、MDGsを発展させた形であるSDGsは、MDSsが目指した目標に加え、健康・福祉の増進、技術革新、気候変動への対応等の先進国の課題や環境問題も目標に加えられており、環境問題、社会問題及び経済的側面に関して世界が目指すべき17の目標(本稿末尾参照)及び169のターゲットが定められています。「誰一人取り残さない」を基本理念としており、持続可能な社会を実現するために民間企業を含めた全てのステークホルダーが目標達成に向けた取組を実施する必要があると宣言されており、ここにMDGsとの大きな違いが表れています。

また、資金需要の面においても、MDGsは年間約400億～600億ドルの資金が必要とされていた一方で、SDGsは年間約5兆～7兆ドル(開発途上国のみでも年間約3.3兆～4.5兆ドル)が必要であるとされており、その違いは明らかです。さらに、資金源及び資金供給方法についても、MDGsは主に先進国による公的資金が規定されていたのに対し、SDGsでは、そのみならず、民間からの投資や融資も求められています。

2 企業とSDGs

(1) 企業がSDGsに取り組む動機

企業は、SDGsに取り組むことにより、ビジネス機会を獲得し、リスクの削減することができると指摘されています。

ア ビジネス機会の獲得

公的・私的な多額の資金がSDGsの課題解決に投下されることから、企業はSDGsに取り組むことにより、ビジネス機会を獲得することができると指摘されています。例えば、BSDC (Business and Sustainable Development Commission)の報告書では、経済全体の60パーセントを占める4分野(食料・農業、都市、エネルギー・材料、健康・福祉)でのグローバルゴールの達成により、2030年までに、年間12兆ドル以上のビジネスの機会を獲得することができると指摘されています。SDGsが示す社会的課題の解決につながる製品やサービスのニーズが大きく、企業は事業を通じてかかる社会的課題を解決することで、利益を得ることができるためです。

イ リスクの削減

企業は、リスク管理の観点からも、SDGsに留意する必要があります。SDGsは、持続可能な開発に関する多くの重要な論点について、包括的な基準を提供するものであり、社会の求める1つの基準となることから、SDGsに対しネガティブなインパクトを与えると、企業価値が毀損される可能性があります。従って、企業がSDGsに取り組むことは、このような企業価値の毀損リスクを回避することにつながります。

(2) SDGsコンパス

民間企業のSDGsへの取組を推進するものとして、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)及び持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)により作成されたSDGsコンパスをご紹介します。

SDGsコンパスとは、SDGsの企業行動指針であり、民間企業がSDGsに最大限貢献できるよう、下記の5つのステップが示されています。

① SDGsを理解する

企業はSDGsに取り組むことにより、将来のビジネスチャンス
の見極め、企業の持続可能性に関わる価値の向上、ステーク
ホルダーとの関係の強化・新たな政策展開との同調、社会の市
場の安定化、共通言語の使用と目的の共有というメリットを享
受することができる。

② 優先課題を決定する

企業の事業活動がSDGsに及ぼしている、又は及ぼす可能
性のある正及び負の影響を評価し、それに基づき、それぞれの
優先的に取り組む課題を決定する。

③ 目標を設定する

ステップ2を踏まえ、目標範囲、KPI(主要業績評価指標)、ベ
ースライン、目標タイプ、意欲度を設定・選択し、SDGsへのコミ
ットメントを公表する。

④ 経営へ統合する

中核的な事業と企業がバナンスに持続可能性を統合し、企
業内のすべての機能に、持続可能な開発目標を組み込む。

持続可能な目標の事業への統合に当たっては、経営トップに
よる主導が特に重要となるほか、各部門における主体的な取
組も重要であり、また、他企業や行政とのパートナーシップを検
討する必要がある。

⑤ 報告とコミュニケーションを行う

SDGsは、各国政府が大企業等に対し持続可能性に関する
情報を定期報告に盛り込むよう奨励することを求めている。

報告に当たっては、国際的に認識された基準を用いることが
重要であり、また、効果的な報告を実現するために、重要な事
項に焦点を当てた報告書を作成することが推奨される。

SDGsはいわば、報告における共通言語である。開示内容を
SDGsに連動させることにより、ステークホルダー間の共通の対
話の実現を図る。

3 ESG投資について

(1) ESG投資とは

SDGsは、ESG投資と表裏の関係にあると言われていま
す。今般、企業が長期的に成長するためには、ESG(環境
(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))
の3つの要素が必要であるとの考え方が世界的に広まってい
ます。この背景には、2010年頃からESG投資に対する機関投
資家の理解が変化してきたという事情があります。

ESG投資という言葉が使われる前の時代は、SRI(社会的責
任)という言葉が使われていました。SRIは、社会的価値を優先

した投資であると理解されていたところ、SRIの時代には、社会
的価値を意識した投資は財務リターンが低く、必ずしも有効な
投資手法ではないとする考え方が一般的でした。

もともと、2000年頃から、政府による規制やNGOsからのプレ
ッシャー等を受け、年金基金や生命保険会社等の巨大の機
関投資家が、SRIを投信方針として採用するようになりました。

これらの情勢において、投資に際して考慮すべき要素は何
かという課題が検証され、2006年にアナン国連事務総長が国
連責任投資原則(PRI)を提唱したことをきっかけに、ESG投資
が世界的に広まりました(PRIは、機関投資家に対し、投資分
析と意思決定のプロセスにESG課題に取り組むことや、投資
対象の企業に意思課題についての適切な開示を求めること
などを定めております)。

さらに、多くの学術研究においてESG要素と企業の財務パ
フォーマンスが関連することが示された一方、ESGリスクが顕
在化して企業価値が大きく毀損した事例が発生した(例えば、
ガバナンスについて不正会計問題による企業価値の毀損)と
いうこともあり、PRIへの署名機関の数及び投資額は、年々順
調に拡大しており、今やESGは投資の上で重要な意義を有す
るに至りました。

(2) SDGsとESG投資

以上のとおり、ESG投資とは、投資に際してESG要素を
考慮することが、リスク削減とリターンの向上につながる
という考え方を基礎においており、まさにSDGsとESG投資
は、表裏の関係にあるといえます。すなわち、企業から見
れば、SDGsに取り組むことで企業価値の向上が図られ、
機関投資家からのESG投資を受けることができ、機関投
資家から見れば、SDGsに取り組む企業にESG投資を行う
ことでリターンを得ることができるのです。

実際、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、
SDGsに賛同する企業が17の項目のうち自社にふさわし
いものを事業活動として取り込むことで、企業と社会の共
通価値の創造(CSV=Creating Shared Value)が生まれ、
その取組によって企業価値が持続的に向上すれば、
GPIFにとっては長期的なリターンにつながるとの認識の
下、GPIFによるESG投資と投資先企業のSDGsへの取組
は表裏の関係にあるとして、①運用受託機関に対し、重大
なESG課題について、投資先企業との積極的な建設的な
対話(エンゲージメント)を促進、②ESG指数の選定と同指
数に連動した運用、③持続可能な投資の促進に向けた世
銀グループとの提携等の取組を実施しています²。

4 具体例～資本市場における取組～

以上に見たSDGsは、様々な分野で取り組まれております。

例えば、資本市場において、日本取引所グループは、ESG指数として、ガバナンスを考慮した指数、設備投資及び人材投資を考慮した指数、環境を考慮した指数及びESG総合指数の算出・公表しています。また、2015年4月30日には、太陽光発電施設などのインフラ施設を投資対象とするインフラファンド市場を創設し、インフラファンド市場を通じて、再生可能エネルギーの普及促進に貢献する旨を明言しています。

また、日本証券業協会は、SDGsで掲げられている社会的な課題に取り組むため、2017年9月、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置し、同懇談会における検討テーマを個別に検討するため、「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」、「働き方改革そして女性活躍支援分科会」及び「社会的弱者への教育支援に関する分科会」を同懇談会の下部機関として設置しました。さらに、2018年3月22日には、SDGsの達成に貢献するとともに、証券業自らも持続的な成長を目指すことを対外的に表明すべく、SDGs宣言(①貧困、飢餓をなくし地球環境を守る取組み、②働き方改革そして女性活躍支援を図る取組み、③社会的弱者への教育支援に関する取組み、④SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み)を行いました。

5 最後に

以上のとおり、SDGsへの取組は世界的に広がりつつあり、民間企業がリスクを削減し企業価値を高めるためにも、機関投資家が適切な投資を行うためにも、SDGsは重要な概念となりつつあります。

この風潮は日本においても同様であり、多くの企業がSDGsへの取組を意識していると思われます。しかしながら、日本企業のSDGsへの取組については、包括的な概念である17の目標との関連性を開示しているに過ぎず、その本質である169のターゲットとの関連性が明らかではないとの指摘もされているところであり、まだ十分とまではいえないという実情もあります。

今後、民間企業のSDGsへの取組がどのように変容していくのかは不明ですが、今般の世界情勢を踏まえれば、より実質的に深化していくことは間違いないのではないかと考えられます。私としても、弁護士業務を通じて、SDGsに積極的に取り組む企業に少しでも役立てば幸甚と思う次第です。

【SDGsの17の目標】

- 目標 1.あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2.飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3.あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4.すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5.ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6.すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7.すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8.包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9.強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10.各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11.包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12.持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13.気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14.持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15.陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16.持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17.持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

1 目標1:極度の貧困と飢餓の撲滅、目標2:初等教育の完全普及の達成、目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上、目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康の改善、目標6:HIV /エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、目標7:環境の持続可能性確保、目標8:開発のためのグローバルなパートナーシップの推進
2 金融庁「金融行政とSDGs」(平成30年6月)



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉
関西学院大学法学部
関西学院大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
知的財産法務

～不正競争防止法改正【限定提供データに関して】 (令和元年7月1日施行)～

弁護士 角野 佑子

1 データをとりまく情勢

昨今、経営・事業戦略策定の観点から売上げデータ等の社内情報や統計情報を幅広く収集・分析することで戦略立案を行う、顧客データ・販売データ・購買情報から消費傾向を分析して顧客のニーズを把握する市場分析を行なう等のAI、ビッグデータにかかる技術革新により、データや分析技術を活用する企業が増加し、データは企業の競争力の源泉としての価値を増してきました。

2 データ提供に関する法律改正

上記社会の流れはあるものの、自社ノウハウを確保したいという企業からすれば、自社データの外部提供への動機付け(データは複製・提供が容易であり、不正流通による被害は計り知れない)が薄いという問題が指摘されてきました。

情報の保護という意味では、不正競争防止法上の「営業秘密」に該当すれば、保護はされるのですが、営業秘密に該当するためには、秘密管理性¹⁾という要件を充たす必要があり、データを共有して利活用しようとする社会のニーズにはこたえることができていませんでした。

そのため、これまでは、不法行為による損害賠償請求や契約違反追及に頼らざるを得ない状況でしたが、安心してデータ取引し、ビッグデータ活用を後押しする環境整備が必要との観点から、第三者に提供するデータを念頭においた「限定提供データ」を定義付し、その不正取得・使用・開示行為を不正競争として位置づける不正競争防止法の改正がなされ、令和元年7月1日施行されました。

3 不正競争防止法における限定提供データ

相手方を限定して業として提供するデータの不正取得・使用及び開示を不正競争に位置づけ、保護を図る改正が今回の改正です。

ここにいう「限定提供データ」とは、業として①特定の者に提供する情報として②電磁的方法により③相当量蓄積され、及び管理されている④技術上又は営業上の情報(秘密として管理されているものは除く)をいうと規定されています。

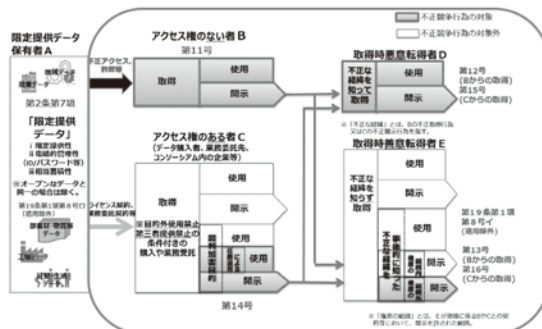
- ① 限定提供性…ビッグデータを念頭に、事業等を通じて第三者に提供する情報を想定し、相手方を特定して提供されているものが保護の対象であり、相手方を特定・限定せず無償で提供されるオープンデータは対象外です(不正競争防止法第19条1項8号)。
- ② 電磁的管理性…データ保有者と、当該保有者から提供を受けた者以外がアクセスできない電磁的管理等をいいます(ID・PW・生体人証、アクセス制限等)
- ③ 相当蓄積性…データは、社会通念上、蓄積されることによって価値を有するものと考えられており、相当量

の判断にあたっては、データの性質に応じ、蓄積されることによって生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集分析に投じられた労力・時間・費用等が勘案されると考えられています

4 不正競争行為の類型

今回の改正により、限定提供データを不正アクセス等により、取得・使用・開示した者に対して、差止め・損害賠償請求をすることができるようになりました。

不正競争行為に該当する類型は、下記図のとおりですが、類型化しますと、①不正取得型(不正競争防止法2条1項11号)、②著しい信義則違反類型(同法2条1項14号)、③転得者型のうち取得時善意の場合(同法2条1項13号・16号)、④転得者型のうち取得時悪意の場合(同法2条1項12号・15号)となります。



(限定提供データに関する指針、平成31年1月23日、経済産業省より)

5 限定提供データとして保護されるために

不正競争行為のうち、企業間でよく問題となる「著しい信義則違反類型」は、データ保有者から正当にデータの開示を受けた者が、「不正の利益を得る目的で、又はそのデータ保有者に損害を与える目的を」有している必要があります。

いわゆる図利加害目的といわれるものですが、この目的を有していたことを立証するためには、「契約の内容等から当該態様で使用してはならない義務が当事者にとって明らか」であり、「それを認識している」にも関わらず、「当該義務に違反して、自己又は第三者に損害を与える目的」(その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る)であるといえる必要があります。

そのため、データ取引に関する契約を締結する場合には、そのデータ利用の範囲の明確な特定・第三者開示禁止条項の規定に加え、第三者に当たらない者を明確にする規程をおくべきか等、十分な検討をした上で、契約を締結する必要があります。

- 1 営業秘密保有企業による秘密管理の意思が従業員等に明確に示され、従業員等が認識できている状態が必要とされている



弁護士

大澤 武史
(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
2013年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2014年1月
京都弁護士会に登録替
2015年2月～現在
経営法曹会議 会員

〈取扱業務〉
人事労務、会社法、
金融商品取引法、M&A、
事業再編、金融法務、
銀行法務、一般企業法務

内部通報制度に関する認証制度

弁護士 大澤 武史

1 内部通報制度に関する認証制度の導入の背景

公益通報者保護法施行から10年余が経過したが、なお中小企業における内部通報制度の導入割合は40%に止まり、何より、企業に整備されたはずの内部通報制度が機能せず(機能不全・形骸化)、大きな不祥事に発展した事例が近年において頻発している。現に、企業不祥事により設置された第三者委員会の報告においても、実効性ある内部通報制度が整備・運用されていなかったことが問題点として指摘する例も散見された。

このような背景から、事業者の内部通報制度の実効性の向上を図るための認証制度を可及的速やかに実施することとされて、内部通報制度に関する認証制度検討会により公表された「内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書)」(平成30年4月)を踏まえ、本年2月より、自己適合宣言制度が開始された。なお、平成30年12月、公益社団法人商事法務研究会が、内部通報制度認証の運営を統括する指定登録機関に指定されている。

2 内部通報制度認証(WCMS認証)

内部通報制度認証(WCMS認証(Whistleblowing Compliance Management System))は、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)を踏まえ内部通報制度を適切に整備・運用している事業者が高く評価され、消費者・取引先からの信頼、企業ブランドの向上、金融市場からの評価、公共調達における評価、優秀な人材の確保等につなげていくことができる社会経済環境を醸成し、事業者のインセンティブを高め、その取組を促進することによって内部通報制度の質の向上を図り、もって国民生活の安全・安心を確保するための制度として位置づけられる。

WCMS認証は、①自己適合宣言制度と②第三者認証制度の2本の柱から成り、本年2月に開始された自己適合宣言制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価して、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に基づく内部通報制度認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度である。もう1本の柱である第三者認証制度は、中立公正な第三者機関が事業者の内部通報制度を審査・認証する制度とされるが、未だ詳細は定まっておらず、自己適合宣言制度の運用状況をみながら、導入されることとなっている。なお、現時点においては、まずは、自己適合宣言の登録を受けた事業者が、次のステップとして第三者認証に進むという仕組みが想定されている。

(参考)全体構成のイメージ



(「内部通報制度に関する認証制度の導入について(報告書)」(平成30年4月)より引用)

3 自己適合宣言制度のススメ

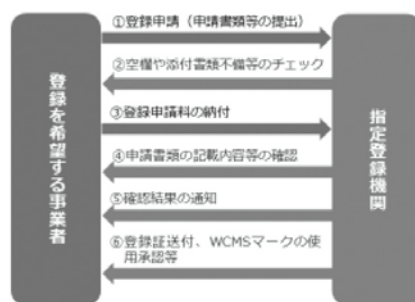
上記の通り、自己適合宣言制度は既に開始されており、本年4月10日に2社が登録されたことを皮切りに、順次登録がなされている。

実効性のある内部通報制度を適切に整備・運用している事業者では、従業員等からの警鐘が早期に経営陣等に届き、自浄作用により問題が未然防止又は早期発見され得るため、その事業者が提供する製品・サービスは安全・安心である可能性が高いとされる。また、内部通報制度は、コンプライアンス経営の推進や安全・安心な製品・サービスの提供を通じた健全な事業遂行の確保や企業価値の向上を図る上で必要不可欠なものであるとともに、企業経営を支える基本的なシステムである内部統制及びコーポレートガバナンスの重要な要素であると位置づけられる。

自己適合宣言制度は、あくまで、指定登録機関が各登録希望事業者から提出された申請書類の内容について、その記載内容や裏付けとなる証拠資料の不備等を確認し、申請事業者が自らの内部通報制度を自己評価した結果を登録するものであり、申請事業者の内部通報制度の実効性までも担保・保証するものではないものの、内部通報制度の重要性を踏まえ、今後、認証制度を利用し、登録する企業はますます増加していくものと考えられる。

時勢に乗り遅れず、何より、実効性ある内部通報制度の構築或いは見直しの契機として、まずは、自社の制度を振り返り、自己適合宣言登録を目指してはいかがだろうか。

自己適合宣言登録までの主な流れ



自己適合宣言登録の手順の概要

- ・登録申請
自己適合宣言の登録を希望する事業者は、登録手続に関する約款を確認・承認のうえ、所定の申請様式(MSエクセル形式)に必要事項を入力し、必要な電子ファイルを添付して指定登録機関に申請します。
- ・申請書類の不備のチェック
指定登録機関は、申請書類の記載又は添付書類のチェックを行い、必要があれば再提出や修正を依頼します。
- ・登録申請料の納付
上記のチェックが終わった事業者は、所定の登録申請料を指定登録機関からの請求に基づいて納付します。指定登録機関は、納付が確認できた後に、申請書類の記載内容の確認手続に入ります。
- ・申請書類の記載内容等の確認
指定登録機関は、必要に応じ、申請書類又は添付書類の記載内容の確認や補正等を申請者に求めます。



(内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)説明会資料より引用)



弁護士

南 純

(みなみ・じゅん)

〈出身大学〉
大阪大学外国語学部
ロシア語専攻
北海道大学法科大学院
サンクトペテルブルク大学
法学部修士課程商事法専攻
(LL.M)

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
国内法律事務所入所
2017年9月
OOO PwC Advisory
(モスクワ事務所)
2019年3月
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、国際法務、
家事相続法務

サンクトペテルブルク国際リーガルフォーラム (SPILF) 参加のご報告

弁護士 南 純

1 SPILFについて

SPILF (St. Petersburg International Legal Forum) とは、ロシア連邦サンクトペテルブルク市(旧レニングラード市)で毎年行われている法律家たちの国際大会です。2011年から数えて、今回で9回目となりました。5月14日から17日にかけて、法律に関する授賞式やセッション、各種イベントが朝から晩まで複数同時並行的に行われます。去年は、期間中115のイベントが開催され、90か国から4500人以上の法律家が集まったとの発表があり、世界的に見ても大規模な国際大会といえます。

私の所属する日露法律家協会は、このSPILFに派遣団を毎年送っており、私もこの派遣団の一員として各種イベントに参加してきました。今回は、その中でも主だったものをご紹介します。

2 日露法律家協会定例会への参加

日露法律家協会とは、日露の法律家の恒常的な交流を企図して2017年に発足した団体で、日露双方の代表は、川村明先生(元国際法曹協会会長)とエレナ・ボリシェンコ氏(元ロシア連邦司法副大臣)です。



SPILFで行われる日露法律家協会の定例会にはコノヴァロフ司法大臣(※蝶ネクタイの人)も同席することが恒例化しており、今回も同大臣出席の中、日露双方の法律家が1年間どのような活動を行い、法律事務所間の法律家派遣や、共通教科書の執筆など来年少どのような活動を行っていくのかを話し合いました。

定例会後は、3つのセッションを行い、私は「Why do Japanese companies hesitate to enter Russia」というテーマで、大沼真弁護士(長島大野常松法律事務所)とディスカッションを行いました。ロシア人からも様々な意見が出て、有意義な議論ができたと思います。

3 サンクトペテルブルク大学法学部日本法コースでの特別講義参加

サンクトペテルブルク大学法学部は、プーチン大統領の母校であり私の母校でもあります。SPILFと並行して国際ユースリーガルフォーラムというイベントを開催しており、我々も日本法コースの特別講義にゲストとして招かれました。

日本法コースは、数年前からはじまったコースで、日本に興味がある法学部生が4年間日本に特化して受講する学科です。年度末ということもあり、同コース1年目の学生の最終発表を聞いて、派遣団の弁護士や教授が質問に答えるというイベントに参加しました。若いロシア人学生が、熱心に日本法



について発表していました。個人的には、表現の自由の発表で赤報隊事件を取り上げていたことが新鮮でした。純粋な法学だけでなく、日本社会全般に関して関心があるのだなと感じました。

4 リーガルストリートへの参加

国際大会は、最新の法的知識を深める場でもあります。と同時に様々な人々と交流する場所でもあります。



SPILFが終わりに近づくと、リーガルストリートというイベントがあります。サンクトペテルブルクの都心中心部の一角(250m程度)を立ち入り禁止にして、フォーラム参加者だけが入れるパーティ会場にするのです。会場では、ロシアの大手法律事務所や国際的な法律事務所が飲食店のブースを出したり、イベントを催したりしており、ロシアで著名な法律家や外国の裁判官などがフラットな関係で交流するのです。

私たちも同イベントでコノヴァロフ司法大臣と再び会うことができ、先日の会議と異なり、立場や国籍を超えた交流をすることができました。そのほかにも、ロシア連邦弁護士会の会長や国際家族法専門の弁護士、サンクトペテルブルク大学法学部部長、憲法裁判所裁判官、ロシア人なら誰でも知っている著名な人権弁護士などと交流することができました。

5 おわりに

クライアントの皆様にご提供できる私の専門分野として、ロシア関連ビジネスのご支援があります。ロシアビジネスについては、ロシアの状況や法律改正の動向を現地法律家と交流しながらアップデートしていくことが不可欠です。今回のSPILF参加を通じて、多くのロシア人法律家の知り合いをつくることができました。将来的には、彼らと共同でセミナーを行ったり、彼らから得られた最新情報を皆様にお伝えしたりしていけたらと思っています。この日露の繋がりをいつの日かクライアントの皆様へ還元できるよう、引き続き交流を続けていきたいと思っています。



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはし えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

マネロン等のおそれを理由とする預金取引の制限、停止、解約

弁護士 高橋 瑛輝

1 全銀協参考例の公表

本年4月4日付で、全国銀行協会は、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の参考例を公表した¹⁾。

その中では、リスクに応じた低減措置としての「リスク遮断」を的確に実施するため、以下の条項が示されている。

○ (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

さらに、従来からある「解約等」と題する条項の中にも、預金取引の停止又は解約を可能とする要件として、以下の事由が追加されている。

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

取引制限の具体的な内容としては様々な態様が想定されるが²⁾、預金者の権利義務に与える影響が小さくない場合もあり、今後は、その適用、運用のあり方をめぐって、金融機関と預金者との間での紛争が発生する可能性がある。具体的な紛争としては、マネロン等のおそれを理由として金融機関が預金の払戻しを拒絶し、これに対し、預金者が預金払戻請求訴訟あるいは損害賠償請求訴訟を提起することなどが考えられる。なお、この参考例を踏まえた預金規定の改定については、内容・時期ともに各金融機関の判断に委ねられているが、改定が行われるまでの間においても、マネロン等のおそれがある場合には、従来からある取引停止又は解約事由の一つである「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」に該当するとして預金取引を停止することにより、同様の紛争が発生することも考えられる。

2 運用上の留意点——「おそれ」の存在と措置の必要性・相当性

こうした預金取引の制限、停止、解約(以下「制限等」という。)が認められるためには、金融機関側で、マネロン等のおそれがあることを主張立証しなければならないと考えられ、金融機関としては、措置をとる前の段階で、当該要件に該当する具体的事実及びその根拠や証跡を慎重に検討、確認しておく必要がある。また、全銀協の参考例にもあるように、預金者の説明等によりマネロン等のおそれが合理的に解消されたと判断する場合、速やかに制限等を解除することになるため、預金者側の説明内容やその合理性についても慎重に検討しなければならない。なお、仮に預金払戻請求訴訟に至れば、制限等の措置を実施した当時においてマネロン等のおそれがあると判断される状況であったと認められても、口頭弁論終結時において当該おそれが解消されたと認められれば請求は認容されると考

えられる。

また、たとえ当該おそれが認められる場合であっても、取引の制限等を認めた趣旨、目的に鑑み、取引の制限等を行う必要性が存続している場合にのみ当該制限等が認められるとして、要件が加重される可能性もある。この点については、振り込み詐欺救済法に基づく預金の払戻し拒絶の適否が争われた事案において、預金規定中の「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」に関して、以下のように判示した大阪高判平成28年11月29日金法2063号72頁が参考になると思われる（下線は筆者）³。

本件預金規定の趣旨は、預金口座が犯罪行為等に利用されて犯罪行為等を助長する結果となったり、正当な権原を有しない者が預金の払戻しを受けて利益を受けたりすることを回避すること等にあると考えられる。他方、取引停止は、特に払戻し等の停止が長期間にわたれば、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせかねないし、まして解約は、口座利用者に通知した上で行うものであるとしても、それ自体、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせるおそれのある措置である。解約等（解約又は取引停止）の趣旨とそれが利用者に生じさせる不利益とを勘案すると、仮に銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶できるとしても、ある預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用された事実があったとしても、銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶できるのは、解約等（解約又は取引停止）という手段を認めた上記趣旨に照らして、せいぜいその具体的な必要性が存続している場合に限られ、少なくともその必要性が失われている場合には、上記規定に基づく払戻しの拒絶をすることはできないといふべきである。

措置の必要性の存続に関する主張立証責任の所在については両論ありうと思われるが、基本的には、預金者側において、当該措置の必要性が失われたことについての主張立証責任を負うと解するのが相当であろう⁴。

さらに、上記のとおり、預金取引の制限等の態様として様々なものが想定される中、その措置をとることが相当といえるのか（例えば、ATMによる払戻しを停止して窓口に誘導すれば足り、全取引を停止するのは過剰ではないか、といった観点）も検討しなければならないであろう。これは、金融機関による預金取引の制限等が認められるための実体法上の要件の問題であるとともに、リスクの内容や程度に応じた措置を求めるリスク

ベース・アプローチの問題とも捉えられる。

以上の点につき、その時々状況に応じた合理的な判断を誤れば、金融機関としても、債務不履行責任や損害賠償責任を負う可能性は否定できない⁵。特に、捜査機関等からの要請に基づき措置を実施する振り込み詐欺救済法の場合とは異なり⁶、金融機関側により積極的な主張立証が求められることを踏まえると、金融機関としての判断の適切性や、それを担保する態勢の整備もいっそう重要になるものと思われる。

- 1 全銀協参考例の概要や背景、運用上の留意点などについては、金澤浩志＝松尾博憲「全銀協「マネー・ローディングリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた普通預金規定・参考例」に関する諸問題の検討」（金融法務事情2114号6頁）を参照。
- 2 例えば、入出金について利用限度額を設定する（量的な一部の制限）、国外に対する送金のみを禁止する、ATMでの取引を制限して店頭に誘導する（取引方法の一部の制限）などが想定されている（前掲注1金澤＝松尾9頁参照）。
- 3 なお、同裁判例の判決理由は、第1審の理由を引用しつつそれを補正するものであるため、本文に記載した判示内容は、筆者において、第1審の判決理由に当該補正を反映したものである。
- 4 本文記載の大阪高判平成28年11月29日は、必ずしも主張立証責任について明示していない。この点、第1審判決は、必要性の存続に関する判断の中で、被害者が今後不当利得の返還や損害賠償の請求をする具体的な可能性についての「主張立証はないこと」を理由として挙げたため、金融機関や取引停止の要請者側が主張立証責任を負うかのような判示であったが、控訴審判決では、当該箇所が補正され、被害額を超える金額の弁償がなされていること、という理由に置き換えられている。また、同じく振り込み詐欺救済法に基づく預金取引の停止（払戻し拒絶）の適否が争われた東京地判平成28年7月20日（LLI/DB判例秘書L07131666）は、預金者が、金融機関が取引停止措置の解除や撤回等の要請を受けたこと、犯罪行為が存在しないこと、被害者が事実上権利行使を放棄していることなどを立証し、取引停止措置を継続しなくても迅速な被害回復を損なわないことが明らかであると認められる場合には、払戻し拒絶ができないと解する余地があるとしている。
- 5 なお、本文記載の大阪高判平成28年11月29日では、訴訟前に預金者が金融機関に対して預金の払戻し請求をした際の期限日の翌日から年6%の割合による遅延損害金の支払いが認容されており、捜査機関等（当該事案では弁護士）からの要請で預金取引の停止措置をとった金融機関がこのようなリスクまで負うべきなのは一つの重要な論点であろう。第1審は、「金銭債務の不履行に基づく損害賠償については不可抗力をもって抗弁とすることもできないことからすれば、弁護士から取引停止を求められたという事情を考慮しても、被告は遅延損害金の支払義務を免れない」としており、この点は控訴審でも特に覆っていない。ここでは、預金者による払戻し請求の時点で、別訴の確定判決において、犯罪行為が認められないことについて事実上決着していたことが考慮された可能性もあるが、判決により払戻し義務の存在が明らかになると考え、遅延損害金も、判決確定時から発生するにとどまると解すべきではないかと思われる（藤原彰吾「金融機関の預金口座が「犯罪利用預金口座等」（振り込み詐欺救済法2条4項）に該当しないとされた例」（金融法務事情2073号7頁）も同旨）。
- 6 振り込み詐欺救済法においては、同法が被害者の被害回復を迅速に行うことを目的とし、同法3条1項が、犯罪利用預金口座等であると認められることを要件とせず、疑いがあると認められれば取引停止等の措置の対象となる旨を定めていることに加え、同法が金融機関に対して特に調査権限を付与していないことから、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことを容易に認識することができたなどの特段の事情がない限り、金融機関は提供された情報等から取引停止措置を講ずることができると解されている（前掲注4の東京地判平成28年7月20日参照）。

労務アドバース⑱

～働き方改革・時間外労働の上限規制の改正内容～

弁護士 柿 平 宏 明 弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 山 本 一 貴 弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 富 川 諒 純 弁護士 山 越 勇 輝
弁護士 新 澤 純

1 はじめに

今回の2019年夏号では、一部今年から施行されている所謂「働き方改革」関連法に関して、その内最も重要な改正と思われる「時間外労働の上限規制」の改正内容の基本的な部分を、改正前の内容と対比してご説明したいと思います。

2 時間外労働の上限規制の改正内容

(1) 法改正前の時間外労働の限度時間(上限規制)と特別条項

労働基準法(以下、労基法)では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内と定められており(以下、法定労働時間)、法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合には、法36条に基づく労使協定(いわゆる36(サブ)ロク)協定)を締結して所轄労働基準監督署長へ届け出ることが必要です。

法改正前は、時間外労働の限度時間(上限規制)については改正前労基法36条2項を受けて、所謂「限度基準告示」において、最も長い場合でも[図表1]の限度時間を超えないものとしなければならないとされ、36協定が当該限度時間に適合したものとするのが要請されていましたが、当該基準に違反した場合の罰則は設けられておらず、助言および指導といった行政指導を受けるに止まっていました。

図表1 時間外労働に関する限度時間

期間	限度時間
1週間	15時間(14時間)
2週間	27時間(25時間)
4週間	43時間(40時間)
1カ月	45時間(42時間)
2カ月	81時間(75時間)
3カ月	120時間(110時間)
1年間	360時間(320時間)

[注] 「限度時間」の()内の数字は、対象期間が3カ月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合。

さらに、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別な事情(臨時的なものに限る)が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続きを経て、限度時間

を超える一定の時間(特別延長時間)まで労働時間を延長することができる特別条項付き36協定を締結すれば、全体として1年の半分(6カ月)までは、特別延長時間まで時間外労働をさせることができました。また、そのような特別延長時間の上限は設けられていなかったことから、時間外労働が事実上無制限となっていました。

(2) 法改正後の時間外労働(上限規制)と特別条項

上記のような規制状況による長時間労働を是正し、労働者の健康確保等を目的として、法改正により、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでない上限が設けられました(ただし、中小企業への適用は2020年4月)。また、「限度基準告示」は廃止され、新たに、改正労基法36条7項を受けた指針「36協定指針」が策定されました。

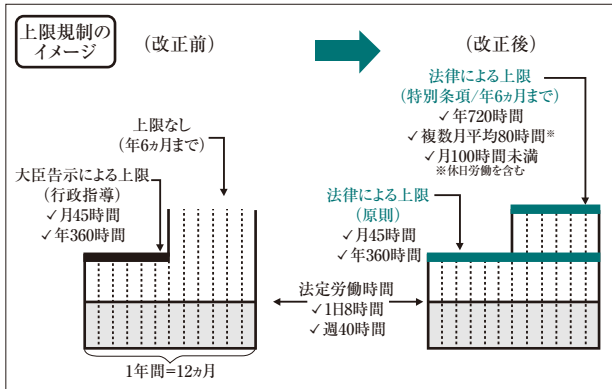
具体的には、36協定で定めることができる時間外労働は、月45時間以内かつ年360時間以内が原則とされ、例外として特別条項を合意した場合でなければこれを超えることができないこととなります。

また、当該事業場における通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合に、特別条項を定めることができるとされていますが、ここにも上限が設けられました。すなわち、特別条項付き36協定で定めることができるのは、①時間外労働は年720時間以内、②時間外労働と法定休日労働の合計で単月100時間未満、かつ、③時間外労働が月45時間を超えることができるのは1年間に6カ月に限られることになったのです[図表2]。

なお、36協定により延長できる時間の限度時間や特別条項付き36協定を締結する場合の延長時間の上限を超えている36協定は、全体として無効となると解されています。

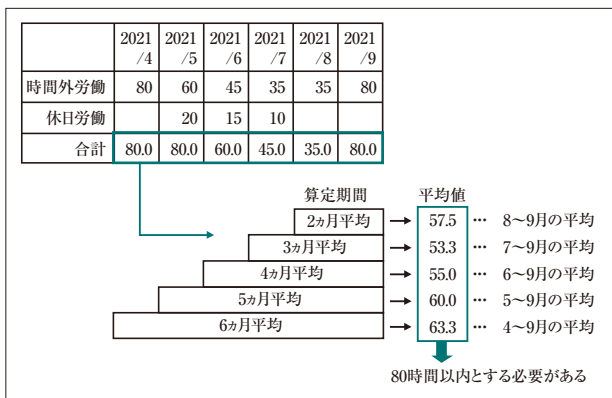
さらに、特別条項の有無にかかわらず、1年を通して常に、実際の労働時間に対する上限として、時間外労働と法定休日労働の合計は単月で100時間未満、2～6カ月平均して(「2カ月平均」「3カ月平均」「4カ月平均」「5カ月平均」「6カ月平均」のすべて、ということ意味します)、月80時間以内でなければならないとされました[図表3]。

図表2 時間外労働の上限規制のイメージ



資料出所：厚生労働省「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(〔図表3〕も同じ)

図表3 2～6ヵ月平均80時間以内の意味



3 休日労働の日数と時間数の上限の変更内容

(1) (法定) 休日労働

休日は原則として毎週少なくとも1回与えることとされ(法定休日)、法定休日労働をさせるためには、36協定を締結しなければなりません。

ここでは、例えば、所定休日として、毎週土曜日・日曜日と定め、このうち日曜日を法定休日と定めている事業場であれば、日曜日に労働した時間が法定休日労働であり、土曜日に労働した時間は法定休日労働ではなく、労基法の定める休日労働の規制にはかからないことを意味します。これはあくまで現在の規制も同様であり、前提です。

(2) 従前の休日労働の日数・時間数の上限

法改正前は、法定休日労働について、36協定により、労働させることができる休日として、「1ヵ月に4日」などと定め、当該休日の労働時間の始業および終業の時刻を定めればよく、その日数・時間数について、上限となる規制は存在しませんでした。このため、従前は、法定休日労働は、時間外労働とは別に管理することで足りたのです。

(3) 法改正による休日労働の日数・時間数の上限

今回の改正によって設けられた限度時間(月45時間・年360時間)は、あくまで時間外労働の限度時間であり、法定休日労働の時間は含まれていません。

しかしながら、同じく改正によって設けられた、単月の上限(月100時間未満)、および2～6ヵ月の上限(平均80時間以内)については、時間外労働と法定休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限となっています。

すなわち、法定休日労働の日数・時間数の上限というのはそれ自体として存在しないものの、単月の上限および2～6ヵ月の上限について、時間外労働と法定休日労働の時間の合計によってカウントすることとなりました。したがって、従前のように法定休日労働の回数のみ管理するのでは適法に管理し得ず、法定休日労働の時間についても適正に把握しなければならないこととなります。

例えばのケースとして、時間外労働45時間で特別条項にはならない場合であっても、法定休日労働が55時間で合計して100時間となれば、単月の上限規制を超過してしまい法律違反となってしまうのです。

4 上限規制に反した場合の罰則

(1) 改正前の罰則内容

改正前でも、36協定を締結せずに時間外・休日労働をさせた、あるいは36協定で定める時間を超えて労働させた場合には、法32条違反となりました(6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金)。

(2) 改正後の罰則内容

改正後も上記の改正前の規律に変更はありませんが、36協定で定める時間数について上限が設けられ、上限を超える36協定は、全体として無効とされるため、時間外労働・休日労働をさせた場合、法32条違反となります。

さらに、36協定で定めた時間数にかかわらず、実際に労働した時間が、①坑内労働等の健康上特に有害な業務について1日の時間外労働が2時間を超えた場合、②時間外労働および休日労働の合計時間が単月100時間以上となった場合、③時間外労働および休日労働の合計時間について、2～6ヵ月の平均のいずれかが月80時間を超えた場合には、改正労基法36条6項違反として罰則が適用されることとなります(6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金)。

5 最後に

今回ご説明させて頂いた点は、時間外労働上限規制の基本的な部分になりますが、その内容は少し複雑かもしれません。また、実際にどのように管理していくべきか、36協定の作成にあたっての留意点などもありますので、ご不明点があれば弁護士にご相談頂ければと思いますし、本記事がご参考となれば幸いです。

第27回 Globalawアジア太平洋地域会議参加報告(タイ・バンコク)

弁護士 安 保 智 勇
弁護士 赤 崎 雄 作
弁護士 アダム・ニューハウス

世界165都市、約4500人の弁護士が加盟する国際的法律事務所ネットワーク、それが「Globalaw」です。加盟する法律事務所によって、世界中の大半の国・地域がカバーされており、各国・地域の事務所が提携することによって、取引や紛争処理などの国際案件に対し、広範な情報と高度な専門性をもって対応することが可能となっています。弊所は、2010年にGlobalawに加盟して以降、国際案件の対応能力を強化するとともに、案件解決のスピードアップ、コストパフォーマンスの向上を実現して参りました。

今回は、本年5月にタイのバンコクで開催されたアジア太平洋地域会議の様子について、ご報告させていただきます。

1 アジア太平洋地域会議の開催

10連休明けの翌週、タイの法律事務所Legal Advisory Council Limitedの主催により、2019年のGlobalawのアジア太平洋地域会議がタイのバンコクで開催されました。世界各地から約50人が参加し、3日間にわたり様々なセッションやセミナーを行いました。

日中のセッションについては、バンコクの中心部に位置するWaldorf Astoria Bangkokにて実施され、2日目の夜に開催されたガラディナーは、資産家の旧邸宅を利用したThe Glass Houseで行われました。



2 弁護士と現地ビジネスパーソンとの交流セッション

初日は、「BUSINESS CONNECTION WITH BUSINESS PEOPLE AND CLIENTS ON “HOW TO CONNECT WITH THE RIGHT LEGAL PROFESSIONALS TO PARTNER YOUR ASIA PACIFIC AND GLOBAL BUSINESS?”」と題して、Globalawのメンバー事務所の弁護士と、タイのビジネスパーソンとの交流セッションが行われました。弁護士は、国ごとのテーブルに分かれ、タイのビジネスパーソンが、自らの業務に関連のある国のテーブルを訪れ、交流をするという形式でなされました。筆者らは当然日本のテーブルの担当だったのですが、日本語を話すことの

できるタイのビジネスパーソンや、日系企業の現地子会社の法務部員の方等、やはり日本に関係性を有する方は多数おられ、日本とタイの関係性の深さを感じることができました。

3 タイへの投資に関するセッション

2日目の午前中は、タイへの投資に関するセッションが開催されました。「INVESTMENT ENVIRONMENT INTO AND FROM ASIA PACIFIC / INCENTIVES AND OPPORTUNITIES」と題するセッションでは、タイ投資委員会(BOI)及び東部経済回廊(EEC)という二つの団体からスピーカーが招かれ、それぞれが推進するタイへの投資についての説明がなされました。タイには外国資本の参入が規制されている業種がありますが、BOIの認可を受けることで、それらの一部業種への100%外資による参入が可能となるとのことでした。これらの業種には、高付加価値産業やテクノロジー、インフラ等の業種も含まれており、日系企業としても関心のある業種なのではないかと思われます。



4 Globalaw内部のネットワーキングセッション

2日目の午後には、Globalaw内部のネットワーキングに関するセッションが複数開催されました。そのうち、「HOW TO REBUILD CLOSER, ACTIVE AND PRACTICAL COOP-

ERATION AMONG GLOBALAW APAC MEMBERS AND TO ENCOURAGE CLOSER RELATIONSHIPS WITH OTHER NON-APAC GLOBALAW MEMBER FIRMS AND GLOBALAW PARTNERS」というセッションに、筆者(赤崎)がパネルとして参加をしました。このセッションでは、Globalawの所属事務所の弁護士が如何にその関係性をより深いものにしていくかということに焦点を当てたディスカッションがなされました。このテーマは非常に重要ではありますが、決して正解のないテーマで、可能な限り頻繁に議論を行い、よりよいプラクティスを模索していくしかないのだろーと思われま。筆者(赤崎)もいくつかの提案をしました。これからはGlobalawというネットワークの価値を高めるべく、当事務所のメンバーも積極的に関わっていきたくて考えております。



5 ガラディナーについて

2日目の夜には、弁護士のみならずその配偶者も参加し、ガラディナーが盛大に開催されました。今回のガラディナーは、The Glass House, Park of Nai Lert Heritage Homeという場所で開催されたのですが、タイの資産家の旧邸宅を利用した会場で、バンコクの都心にありながら、広大な敷地に余裕をもって建物が配置されており、非常に落ち着いた空間が広がっていました。

おいしい料理とお酒に舌鼓を打ちながら、Globalawのメンバーと打ち解けた時間を共有し、よりお互いの関係性を深めることができました。

6 バンコクについて

筆者(赤崎)がバンコクを訪問するのは3回目でした。初めて訪れたのは、約15年前、まだ筆者(赤崎)が学生の頃にバック

パッカーとして旅をしていた時でした。バンコクのカオサン通りという安宿街に1週間ほど滞在したのですが、そのときと比較して高層ビルが増え、都市としての成長が著しいと感じました。

会議終了後、筆者(赤崎)のロースクール時代の友人(タイの裁判官)に案内してもらい、タイの最高裁判所を訪問しました。タイでは、最高裁判所には100名超の裁判官が所属しているとのことであり、また、タイで裁判官になるには裁判官試験に合格しなければならず、日本とは大きく制度が異なっていますが、建物は荘厳で威厳があり、その点は日本の最高裁判所と同様でした。その友人には、半日間バンコクの街を案内してもらいながら、互いの業務のことや法制度の違いについて種々の情報交換をすることができ、貴重な時間となりました。

7 おわりに

Globalawでは、年に一度の年次総会と、アジア太平洋、アメリカ、ヨーロッパの各地域における地域会議をそれぞれ開催しており、最新のテーマに関するセッションを行うことで研鑽をし、また、普段は直接会うことの少ないメンバーと実際に会うことで交流を深めお互いをよく知ることによって、実際に協働する案件をよりスムーズに実施することを可能にしています。国ごとに法律や文化が異なるため、協働の際には国内案件では思いもよらなかった問題が生じることもありますが、可能な限りそのような問題の発生を減じ、クライアントの要望により高いレベルで応えることができるようなネットワークにしていきたいと常日頃考えております。

当事務所のサービスは、これらのネットワークを利用して、多数の国や地域の法律問題をカバーしておりますので、お気軽にご相談をいただければ幸いです。



第6回 5G技術インフラ整備と中東

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 Society5.0という言葉をご存じでしょうか。この言葉は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)を意味する言葉であり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。現在、我が国においては、Society5.0の基盤としての5G・光ファイバーの整備及び利活用が重視されており、様々な場所にかかるインフラの再構築に関する議論がなされている状況です。5Gの特徴としては、通信速度が非常に速いこと、遅延が少ないこと等が言われておりますが、これらは、身の回りの様々なデバイスがインターネットにつながるIoTには必要不可欠であると言われており、インフラの再構築が喫緊の課題となっているのです。

たとえば、本年6月7日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)では、通信事業者と多様なプレイヤーとの協業による5Gの産業利用とイノベーションの促進に関する具体的な環境整備について言及されています。また、5G基地局とこれを支える光ファイバー等の全国早期展開に向けた支援、「ローカル5G」の精度化、ネットワークのセキュリティ対策とともに、円滑・迅速な社会実装に向けた産学連携の推進も提唱されています。

2 5Gインフラの整備について、中東ではどのような状況でしょうか。筆者が駐在をしていたUAEにおいても、5G技術に向けた取り組みは着実に進められています。たとえば、EtisalatというUAE最大の通信事業者においては、5G対応携帯電話が使用可能となった場合には、直ちにサービスを提供できるネットワークとインフラの整備を進めています。5G技術に対応するためには、高密度分散型アンテナシステムを利用することが効果的であると言われており、Etisalatではこの1年間で国内600台のアンテナ基地が設置されたとのことでした。

また、移動通信事業者業界団体GSM A (GSM Association)が2017年10月に公表したレポート「The Mobile Economy: Middle East and North Africa 2017」では、中東および北アフリカ(Middle East and North African、MENA)の5Gへの取り組みを含む通信事情がまとめられており、当該レポートにおいては、同地域が5Gネットワーク商用化が世界で最も早く実現する一つとして予測されています。

3 かかる分散型アンテナ基地の設置に関しては、通信事業者と土地の所有者等との間で契約を締結することとなりますが、その留意点は従来の通信事業者のインフラ設置に関するものと大きな違いはないものと考えられます。具体的には、アンテナ設置場所の特定、契約終了時の原状回復、通信事業者の許認可取得義務、対象土地への賃借権等の権利設定の禁止、対象土地への他の通信事業者への権利設定の禁止、土地所有者の賠償責任の限定、保険、対価等の条項が想定されます。ただし、これまでと比較して、アンテナ設置箇所が多くなり、通信事業者間での設置地域の重複がより多く生じることが考えられることから、対象土地への他の通信事業者への権利設定の禁止の条項については、より慎重な規定が必要になろうかと思われます。また、土地所有者は、当該アンテナが、通信事業者の公共通信に利用される可能性があり、そのような公共性を有するという観点から、土地所有者の権利が一定程度制限される可能性があることを認識しておくべきであると考えられます。

4 今回は、わが国の5G技術インフラの整備状況の概要とともに、中東における整備状況及び分散型アンテナ設置に関する留意点について触れました。情報や技術が瞬時に国境を越える今日においては、国や地域を問わず同種同様の技術が利活用されることになるため、法的な留意点についても比較的類似のものとなりやすいと言えるかも知れません。その意味で、他国における法的な留意点を知ることは、これまで以上に重要な意味を持つてくることになるのではないのでしょうか。

転ばぬ先の杖を握り締めて⑥

弁護士 柿平 宏明



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
フォーダム大学ロースクール
(LL.M)

〈経歴〉
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

やっと花粉症が和らいできた今日この頃、世の中では米中の対立が過熱してきているようである。本稿が世に出る頃にその問題がどうなっているかはさておき、二国間で何かしらの摩擦が生じる場合、直接的であれ間接的であれ、影響を受けるのは企業であり、グローバルに活動するにあたって常に注視すべきカントリーリスクの代表といえよう。

今回は、そういったホットなニュースにちなんで、決して二国間の摩擦というような壮大なレベルではないにしても、私がアメリカで学んだ外国企業の訴訟の問題について、簡単に触れてみたい。

第6転「子会社があるだけです…」

外国において活動し、現地拠点を設立する場合、様々な形態が考えられる。①現地法人(子会社)、②現地支店(Branch)、③駐在事務所(Representative Office)、④合弁会社(Joint Venture)等が最たる例であり、外資規制等に応じて柔軟に形態を考える、といったところであろう。海外から見れば、日本も外国であるが、例えばアメリカの企業が日本で事業活動しようとするれば、外国法人としての登記を経る等して事業拠点としてのしかるべき登録を日本で行い、日本でしかるべき税金を支払わなければ活動することが出来ないのと同様、何かしらの形態において現地国で登録等される必要があるのが大原則である。

もちろん、現地拠点の有無にかかわらず、国際的な事業活動をすれば、ほぼ不可避免的に発生するのが紛争であり、訴訟に発展することもあることである。その場合にしばしば問題となるのが、裁判管轄、すなわち、どちらの国で、どの裁判所で訴訟をするのか、という問題であり、各国によって様々な考え方があろうかと思う。

とはいえ、現地法人が被告として訴訟提起されたのであればまだしも、例えば売買取引について、現地法人は全く関与しておらず、あくまで日本本社が契約者として輸出入を行っていた場合や、現地にあるのが支店、駐在事務所等、そもそも契約当事者としてはどう転んでも日本法人となるような形態であった場合、訴訟の当事者となるのもまた日本本社であり、被告となった場合には、基本的に日本で訴訟提起されるのが公平だという感覚は誰しもあろうし、国によって多少なりとも法律制度に違いはあれども、デュープロセス(適正手続)という観点からすればそのように考えるのが妥当なところであろう。

ところが、アメリカにおけるこうした管轄の考え方については相応に結論が流動的であり、突如として拠点のある州において訴訟提起され、良く分からない現地の法律をもって不利な判断をされる危険にさらされる、ということが、やや極端かと思われるが、実際にある。

アメリカにおける管轄の概念としては、Subject Matter Jurisdiction(日本でいうところの事物管轄)に加えてPersonal Jurisdiction(人的管轄。日本でいうところの土地管轄と似て非なるもの)がある。二国間の訴訟となれば、このうち人的管

轄を取り上げることになる。人的管轄についても、厳密にいうと、一般的な管轄(General Jurisdiction)や具体的な管轄(Specific Jurisdiction)というように、もう少し細分化できるのだが、小難しい話と思われるので割愛する。いずれにせよ、この人的管轄というのは、まさに当事者毎に判断すべき管轄であり、原則として居住地(会社で言えば本社所在地)をベースに判断されると考えて良からうかと思う。ただ、上記の通り、本社所在地自体は日本であっても、アメリカのある州で活動していた場合、個人でいうところの別荘であり、抽象的には、居住しているに等しく、アメリカにおける訴訟に応じるのが合理的と考えられる場合もあるだろうし、実際、アメリカにおける各裁判所によって、判断が分かれていたところである。例えば、「分身(Alter Ego)」、あるいは「代理店(Agency)」と言えるような場合は、アメリカでの裁判を認めて良い、等の判断がある。

このような外国法人に対する管轄を及ぼすことが出来る場面に対して一応の判断基準を示したのが2014年のDaimler AG v. Bauman, 571 U.S. (2014)という事件であると言われている。これは、カリフォルニア州において子会社を有するドイツの会社であるDaimler社に対して提起された訴訟であるが、内容としてはDaimler社のアルゼンチン子会社に勤務していた者が損害賠償を求めた事案である。これについて、連邦最高裁が繰り返し述べていたのが、「本拠地(at home)」と言えるような関連性が必要ということであり、具体的な事案においては、カリフォルニア州がDaimler社の本拠地であったとはいえないと判断して、原告の請求を棄却している。たまたま拠点があるからといって、そこで何でも訴訟提起されてしまうというのではたまたまものではないから、結論として妥当なのは明らかであろう。

もっとも、注意しないといけないのは、上記事件によって人的管轄の問題が完全決着を見たわけでも、明確な絶対的基準と呼べるような判断基準を示したわけでもない、ということである。「本拠地」とは何かはケースバイケースの評価が入る余地があろう。また、具体的な案件の内容によっては、例えば、ある州において流通させていた商品についての訴訟や、例え小さな現地法人等だったとしても、ピンポイントに深く関与していた取引について訴訟となった場合等には、その件に限っては管轄が認められる可能性があるという前提に立つ必要はあろう。何より、最終的に管轄が認められるか否かに関わらず、現実問題としては、不慣れたアメリカにおいて応訴せざるを得ず、相応のコストがかかってしまうという現実を受け止める必要がある。

このような観点から見ると、最低限契約書等において、適切に管轄を定めておくことが極めて重要であり、現地法人と本社の区別も明確にしておくのが望ましいことは言うまでもない。

次回予告	海外現地法人の管理と本社との役割分担
------	--------------------

弁護士 森 本 滋
(オブカウンセル)
(京都大学名誉教授)

1 序

昭和56年改正法は、株主総会を活性化し、経営陣と株主および株主間のコミュニケーションを円滑化するため、少数株主(単元株制度を採用した平成13年6月改正により、6月前より引続き1%または300個以上の議決権を有する株主)に、取締役の招集する総会において、議題を提案し、議案の要領の通知を請求することを認めました。

なお、昭和56年改正により、議決権を有する株主が1000人以上の大会社に議決権行使書(参考書類)制度が強制され、当該会社の提案株主は、委任状勧誘をすることなく、全株主に対して、会社の費用で、その事務機構を利用して、提案議案とその提案理由(400字以内)を提供し、当該議案について賛否の意思表示を求めることができます。

2 株主提案権制度の改正

平成13年11月改正により、会社の承諾を得て、電磁的方法により株主提案権を行使することが認められ、取締役会決議による任意的な議決権行使書・電子投票制度が採用されました。平成14年改正により、提案権の行使期限が会日より6週間前から8週間前に繰り上げられました。

会社法は、単独株主権である総会場における議案提案権を明定しました。また、取締役会非設置会社における議題提案権と議案の要領通知請求権を単独株主権としました。議題提案権は総会場でも行使できますが、議案の要領通知請求権は会日の8週間前までにしなければなりません。取締役会設置会社における議題提案権と議案の要領通知請求権は従来と同様ですが(書面だけでなく電磁的方法による請求も可能)、非公開会社においては、6月の持株要件は不要です。なお、議決権行使書制度強制会社は議決権を有する株主が1000人以上の会社に拡大され、参考書類に記載すべき議案の提案理由の字数制限が柔軟化されました。

3 要綱の改正提案

平成31年2月14日に法制審議会が採択した「会社法制(企業統治関係)の見直しに関する要綱」は、二つの議案提案権の濫用防止策を提案しています。現行法は、泡沫提案防止策を講じているだけです。

(1) 議案の要領通知請求の数的制限

取締役会設置会社において、要領の通知を請求できる議

案数が10に制限されます。役員等の選任・解任等に関する議案は1つの議案とされ、定款変更議案は、異なる議決がされたとすればその内容が相互に矛盾する可能性がある場合に限り、1つの議案とカウントされます。

10を超える議案が提案されるとき、取締役が10を超えることとなる議案(拒絶議案)を定めますが、提案株主が議案相互の優先順位を定めている場合は、それに従わなければなりません。なお、取締役は、10を超える提案を拒絶せずに受け入れることもできます。

(2) 内容による制限

①株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、または、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で請求する場合、②その請求により、株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合、当該議案提案は認められません。これは、全ての議案提案に適用されます。

①は、(主観的)濫用事例を明確化したものです。②の株主総会の適切な運営には、総会の準備も含まれます。「株主の共同の利益が害されるおそれ」とは、取締役の都合でなく株主全体の立場から著しく妨げられるかどうか判断する趣旨を明らかにするものです。

(3) コメント

議案の要領通知請求の数的制限は、議案提案権の重要性に配慮して抑制的・限定的なものとされたようです。しかし、これは、主として、少数株主の総会招集請求権の簡易化措置として政策的に認められたものです。議決権行使書制度と連動する場合のコスト等を考慮して、その適用範囲を上場会社ないし議決権行使書制度採用会社に限定すること、他方、少数株主の総会招集請求権との棲み分けを理由に制限を5とすることや、株主が制限を超える提案に固執するときは、制限内の提案も含めて、その全部または一部を取り上げないことを認めてもよかったように思われます。

濫用要件を過不足なく規定することは困難です。参考書類制度採用会社以外において、事前に議案の要領通知請求の濫用目的を確定することは困難でしょう(会社法施行規則93条1項3号括弧書参照)。また、(2)①と②の明文化により、一般の濫用法理の適用が制限されることが望まれます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉 (全額行勤務中)	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬 (民間企業勤務中)	弁護士 江藤 寿美伶
弁護士 祐川 友磨	弁護士 富川 諒	弁護士 山越 勇輝	弁護士 山本 浩平	弁護士 新澤 純	弁護士 鈴木 啓市	弁護士 小宮 俊 (全額行勤務中)
弁護士 池本 直記	弁護士 新 智博	弁護士 南 純	弁護士 菊地 悠	弁護士 丸山 悠	弁護士 笠木 貴裕	弁護士 榎本 辰則
弁護士 金木 伸行	弁護士 西川 昇大	弁護士 アダム・ニューハウス (オアフォールニア州弁護士)	弁護士 森本 滋 (オアカウンセル)	弁護士 吉岡 伸一 (客員弁護士)	弁護士 カワノミツアサ (オアカウンセル)	弁護士 ルシнда・ローマン (客員弁護士)
					法務部長 寺本 栄	